平成２６年（フ）第８３０６号
神奈川県横浜市青葉区もえぎ野13―４　藤和シティホームズ青葉台もえぎ野弐番館201号
債務者　長澤　隆弘
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３０７号
東京都国分寺市内藤２丁目21―７―108
債務者　大熊　悟
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３５８号
東京都墨田区錦糸１丁目７―17―407
債務者　上野　晃央
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３６２号
東京都足立区花畑４丁目18―６―104　第１山崎マンション
債務者　高梨　貞司
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３６７号
東京都練馬区練馬３丁目３―11―302
債務者　齋藤　章
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３６８号
東京都町田市中町４丁目７―４―407
債務者　田中　慶典
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３７１号
東京都江戸川区鹿骨１丁目57―３フォンヴェイユＣ１
債務者　福田　哲也
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３７２号
東京都江戸川区鹿骨１丁目57―３フォンヴェイユＣ１
債務者　福田　悦子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３７５号
東京都江戸川区南葛西２丁目12―７
債務者　小林麻衣子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３７６号
東京都大田区仲六郷１丁目36―８　有限会社浅井製作所六郷工場
債務者　中野　英司
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０号
長野県佐久市岩村田577番地、住民票上の住所長野県小諸市大字御影新田2454番地70
債務者　武田こず恵
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第４１号
長野県佐久市岩村田2153番地１　八日町ハイツＡ号
債務者　中川　勉
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第３８号
栃木県矢板市荒井402番地33　アン・シャトーＢ―102号
債務者　相馬　久哉
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月30日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第５５１号
東京都町田市木曽東４丁目27番19号金井アパート２Ｆ
債務者　酒匂　恵子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６１４号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地４―７―205
債務者　村上　陽子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部